

消費税率引上げに伴う「増収分」の使い途について（令和4年度決算）

平成26年4月より消費税率が5%から8%（国6.3%、地方1.7%）、令和元年10月より消費税率が8%から10%（国7.8%、地方2.2%）に引き上げられ、引き上げに伴う増収分は、地方税法により社会保障に関する経費に活用することとされました。

千葉市の令和4年度決算では、税率引き上げに伴う増収額は128億6,800万円となり、社会保障に関する経費921億3,600万円（一般財源分）の一部として活用しています。

（単位：百万円）

区 分	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	うち地方消費税交付金
子ども・子育て	61,119	37,509	23,610	3,297
医療	40,875	9,124	31,751	4,434
生活困窮者対策等	39,032	27,156	11,876	1,659
障害者福祉	33,640	21,316	12,324	1,721
介護・高齢者福祉	12,675	100	12,574	1,756
合計	187,341	95,205	92,136	12,868

（注）上記の社会保障に関する経費には、以下の経費は含まれておりません。

- ・ 社会保障関係施設等に関する投資的経費、公債費
- ・ 社会保障関係施策に関してサービスを提供する市の職員人件費（保育所保育士等）

※表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合があります。

都市計画税の使い途について（令和4年度決算）

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

千葉市の令和4年度決算では、都市計画税収額は131億5,200万円となり、都市計画事業及び土地区画整理事業に要する経費158億9,300万円（一般財源分）の一部として活用しています。

（単位：百万円）

区 分	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	うち都市計画税
下水道事業	13,535	12,942	593	491
街路事業	3,137	2,943	193	160
区画整理事業等	2,639	1,899	740	612
公園事業	336	319	18	15
地方債償還	23,218	8,869	14,349	11,874
合計	42,865	26,972	15,893	13,152

※表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合があります。